

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋内の配管サポート点検において、配管支持用金具（U字型ボルト）に変形（2箇所）が認められたため、当該金具を交換	G III	
2	1号機	低圧第2段給水加熱器（A）ドレンレベル調整弁駆動部の点検において、駆動用空気供給用減圧弁のダイヤフラム部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
3	1号機	主低圧タービン（B）上半ダイヤフラムの浸透探傷検査において、水平接合面に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	G III	
4	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）用排気温度指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度指示計を交換	G III	
5	1号機	炉心スプレイ系ポンプ用潤滑油ポンプ出口流量スイッチの点検において、同スイッチ端子台蓋シール用パッキンの脱落が認められたため、当該パッキンを取付	G III	
6	2号機	計装用圧縮空気系空気乾燥器（B）の空気作動弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検	G III	
7	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A）駆動用電動機より異音の発生が認められたため、当該電動機を点検・修理	G III	
8	2号機	3月13日に発生した地震後の設備パトロール時、当社の社員（1名）が、所定の保護衣を着用せずに管理区域内のパトロールを実施していたため、対応検討	G II	
9	3号機	タービン建屋換気空調系北側給気ファン室の床面に一部破損（縦：約10cm×横：約10cm）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
10	3号機	タービン建屋2階真空掃除機設備用配管の一部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	3号機	原子炉建屋2階空調機室内に設置されている電線管中継箱の蓋取付ねじの紛失（8個中、5個）が認められたため、当該ねじを取付	G III	
12	3号機	当直員専用屋外用ヘルメット置き場の階段踊場天井部に雨水浸入の痕跡が認められたため、当該部を調査及び対応検討	G III	
13	4号機	廃棄物処理系廃液中和用苛性ソーダタンク出口元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
14	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）用油タンク内の圧力低下が認められたため、当該タンクを調査及び対応検討	G III	
15	5号機	廃棄物処理系シャワードレン移送ポンプのベント弁に開閉操作ハンドルの故障（ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器用加熱蒸気圧力調整弁の出口側安全弁（屋外設置）が動作した際、廃棄物処理建屋2階壁貫通部より蒸気が流入することが認められたため、当該壁貫通部を点検・修理	G III	
17	6号機	主復水器（C1）水室入口温度計測用回路の中継端子箱内に結露の発生が認められたため、当該端子箱を点検・修理	G III	
18	6号機	原子炉再循環系ポンプ用電動機・発電機セット冷却用海水ポンプ（B）の出口圧力指示計内に結露の発生が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	G III	
19	6号機	廃棄物処理系廃液ろ過脱塩器出口弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	G III	
20	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備用廃油タンクレベル指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該レベル指示計を交換	G III	
21	集中環境施設	プロセス主建屋地下2階連絡通路の壁面亀裂部より地下水のにじみ及び床面堰内に水溜まり（約130リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
22	その他	使用済燃料輸送容器の浸透探傷検査において、本体フランジ面蓋ボルト穴近傍に傷（長さ：約13mm、1箇所）が認められたため、当該部を調査及び補修	G II	